

日韓両言語の軽動詞構文をめぐって

— 動名詞が対格で標示される場合を中心に —

金 榮敏

キーワード：「VN をする」、非能格・非対格、Burzio の一般化、適正束縛条件

1. はじめに

日韓両言語には共に次のような軽動詞¹⁾構文が見られる。

(1) a. 太郎は村人に狼が来ると警告 (を) した。

b. 타로는 마을 사람들에게 늑대가 온다고 경고 (를) 했다.
Taro-nun maul salam-tul-eykey nuktay-ka onta-ko kyengko (-lul) hay-ss-ta.
太郎-は 村 人-たち-に 狼-が 来る-と 警告(-を) し-た
「太郎は村人に狼が来ると警告 (を) した」

「警告」のような動名詞 (Verbal Noun: 以下略して VN と表記する) は名詞でありながら独自の項構造を持っており、「する」のような軽動詞は独自の項構造を持たず、動名詞に加わって動詞としての文法的形式を備える働きをする。

このような軽動詞構文において VN は(1)に見るように対格で標示され得る。以下、日韓両言語共に VN が対格で標示される場合を「VN をする」と、対格で標示されない場合を「VN する」と表すことにする。ところが「VN をする」の方はすべての軽動詞構文において許容されるわけではない。

(2) a. メジャーリーグでも何人かの東洋人の選手が活躍している/活躍をしている。

b. 矢が的に命中した/*命中をした。

(3) a. 太郎は村人に狼が来ると警告した/警告をした。 (= (1a))

b. 狙撃手が要人を暗殺した/*要人の暗殺をした。

まず日本語において、VN が自動詞的な場合、(2a)の「活躍」のように「VN をする」を許すものと(2b)の「命中」のように許さないものがある。また、他動詞的な VN の場合

にも(3a,b)のように「VNをする」を許すものと許さないものがある。

一方、韓国語では、自動詞的な VN の場合、日本語では「VNをする」を許さない(2b)の「命中」のような VN も「VNをする」を形成できる。ところが、VN が他動詞的な場合には日本語と同様に「VNをする」を許すものと許さないものがある。

- (4)a. 메이저 리그에서도 동양인 선수가 활약하고 있다/활약을 하고 있다.
 ML-eyseto tongyangin senswu-ka hwalyak-ha-ko iss-ta /hwalyak-ul ha-ko iss-ta.
 ML-でも 東洋人 選手-が 活躍-して いる/活躍-を して いる
 「(直訳) メジャーリーグでも東洋人の選手が活躍している/活躍をしている」
- b. 화살이 과녁에 명중했다/명중을 했다.
 hwasal-i kwanyek-ey myengcwung-hay-ss-ta/myengcwung-ul hay-ss-ta.
 矢-が 的-に 命中-した/命中-を した
 「(直訳) 矢が的に命中した/命中をした」
- (5)a. 타로는 마을 사람들에게 늑대가 온다고 경고했다/경고를 했다. (= (1b))
 Taro-nun maul salam-tul-eykey nuktay-ka onta-ko kyengko-hay-ss-ta/kyengko-lul hay-ss-ta.
 太郎-は 村 人-たち-に 狼-が 来-ると 警告-した/警告-を した
 「(直訳) 太郎は村人に狼が来ると警告した/警告をした」
- b. 저격수가 요인을 암살했다/*요인의 암살을 했다.
 cekyekswu-ka yoin-ul amsal-hay-ss-ta/*yoin-uy amsal-ul hay-ss-ta
 狙撃手-が 要人-を 暗殺-した/*要人-의 暗殺-을 した
 「(直訳) 狙撃手が要人を暗殺した/*要人の暗殺をした」

本稿では以上のような軽動詞構文における「VNをする」の問題を中心に、「VNをする」の成立にどのような制約が働いているのかについて日韓両言語の対照研究を行い、両言語の類似点や相違点の一部を明らかにしたい。なお、最後に軽動詞構文の主題化、語順かき混ぜ、疑似分裂文化の検証を通して両言語の軽動詞構文の統語構造について生成文法的な考察を加えたい。

2. 先行研究の検討

2.1. 日本語に関する先行研究

2.1.1. Miyagawa(1989), Tsujimura(1990)

Miyagawa(1989)は、遊離数量詞の現象の検証を通して自動詞の非能格(unergative)・非対格(unaccusative)の区分为日本語の VN にも適用するとし、他動詞的な VN と非能格の VN は「VNをする」を許すが、非対格の VN は「VNをする」を許容しないとしている。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (6)a. 他動詞的な VN / 非能格 VN | b. 非対格 VN |
| 指摘 (を) する / 散歩 (を) する | 誕生する (?*誕生をする) |

勉強（を）する / 挑戦（を）する

解凍する (?*解凍をする)

そして Miyagawa(1989)は何故非対格の VN のみが「VN をする」を形成できないのかということについて、Grimshaw & Mester(1988)の「項転送」と「Burzio の一般化」をもって説明している。「項転送」とは軽動詞構文における意味役割の付与が、VN から項構造を転送された軽動詞によって行われることを言い、「Burzio の一般化」とは「外項を取る動詞のみが対格を付与できる」というものである(Burzio1986)。つまり、非対格の VN は外項を持たないため、VN から項が転送される「する」も外項を持たず、その結果 Burzio の一般化によって VN に対格を付与できない。一方、非能格の VN と他動詞的な VN は外項を持つため、VN から項が転送される「する」も外項を持ち、Burzio の一般化によって VN に対格を付与できるというのである。

Tsujimura (1990)も結果構文の検証²を通して日本語の VN を非能格の VN と非対格の VN に分けることの妥当性を認めた上で、Miyagawa(1989)と同様の結論を出している。

しかし、Miyagawa(1989), Tsujimura(1990)の分析では次のような例が説明できない。

(7) a. 大手証券会社がきのう事実上の倒産をした。

a'. 大手証券会社がきのう四社倒産した。

b. 特急が上野駅に十分遅れの到着をした。

b'. 特急が上野駅に十本到着した。

(8) a. *狙撃手が要人の暗殺をした。

b. *警官がスリの逮捕をした。 ((7b), (8b)は Uchida & Nakayama(1993)から引用)

(7a,b)の VN は(7a',b')の遊離数量詞のテスト³を通して分かるように、非対格の VN であるにもかかわらず、「VN をする」を許す。また(8)では他動詞的 VN が用いられているにもかかわらず、「VN をする」が許されない。

2.1.2. Uchida & Nakayama(1993)

Uchida & Nakayama(1993)は「VN をする」の成立可否は VN の非能格性・非対格性によってではなく、VN のアスペクト的特性によって決まると述べている。つまり、Vendler の動詞分類に基づき、アスペクト的に「活動/達成」に属する VN のみが「VN をする」を形成でき、「到達/状態」に属する VN は「VN をする」を形成できないとしている。

- (9) a. 活動/達成：発言する/発言をする、交渉する/交渉をする、
旅行する/旅行をする、散歩する/散歩をする
b. 到達/状態：安心する/*安心をする、完成する/*完成をする
帰国する/*帰国をする、到着する/*到着をする

なお、Uchida & Nakayama(1993)では「活動/達成」のVNは「ている」形で進行の意味を表し、「到達/状態」のVNは「ている」形で完了あるいは状態の意味を表すとしている。

以上のUchida & Nakayama(1993)の分析によると、Miyagawa(1989)では明確に論じられていない(8a,b)のような「VNをする」の不適合性も説明できる。即ち、(8a,b)の「暗殺」、「逮捕」は「ている」形で完了の意味を表し、アスペクト的に「到達」に属するため、「VNをする」を形成できないのである。

しかし、Uchida & Nakayama(1993)の分析では次の例を説明することができない。

- (10) a. スケート選手が回転をする。
b. ?プロペラが回転をする。 (田野村 1988)
- (11) a. あの芸能人は今回も離婚をした。
b. あの芸能人は三回も離婚している。

(10)の「回転」は「回転している」が進行の意味を表すことから「活動/達成」のVNであるが、(10b)では「VNをする」が許されない。また、(11)の「離婚」は(11b)から分かるように「離婚している」が状態を表すので「到達/状態」のVNであるが、(11a)のように「VNをする」が許される。

2.2. 韓国語に関する先行研究

韓国語の軽動詞構文に関する先行研究では「VNをする」の成立にどのような制約が働いているかという問題はそれほど注目されていないようである。それは、韓国語の軽動詞構文は自動詞的なVNの場合、ほとんど「VNをする」構文が許され、他動詞的VNの場合もほとんど二重対格構文の形を取って「VNをする」構文が許されるためであると思われる。このようなことから、多くの先行研究はむしろ「VNする」と「VNをする」が形態・統語上同一の単位であるか否かという問題に集中しているようである。例えば、Suh(1975)は両者は同一の基底構造を持っているとし、Chae(1996)は両者共に句であるとして

いるのに対して、O'Grady (1991), Kim (1993), Lee (1994)などは「VN する」と「VN をする」は互いに異なる単位の表現であるとしている。

そこで、本稿ではこれらの先行研究に触れつつ、それぞれの言語において「VN をする」の成立には如何なる制約が働いているのかについて考察し、両言語の対照を行うことにする。

3. 「VN をする」の成立要因に関する両言語の対照

本節では、自動詞的な VN の場合と他動詞的な VN の場合に分け、「VN をする」の成立要因について両言語の対照を行う。

3.1. 自動詞的なVNの場合

2 節で見たように、自動詞的な VN による「VN をする」構文の成立要因に関する先行研究の分析にはそれぞれ問題点が見られる。まず、Uchida & Nakayama (1993)の分析では次のような例が説明できない。

(12)a. スケート選手が回転をする。 (= (10))

b. ?プロペラが回転をする。

(13) あの芸能人は今回も離婚をした。 (= (11a))

しかし、このような例は、影山 (1993)が指摘しているように、日本語における非能格・非対格の区分の意味的基盤は「意図性」であるとする、あるいは少なくとも日本語の軽動詞構文における「VN をする」の成立にかかわる非能格・非対格の意味的基盤は「意図性」だとすると⁴、説明がつくと考えられる。つまり、(12a), (13)は意図的動作を表す非能格の VN であるため、「VN をする」が許され、(12b)は非意図的動作を表す非対格の VN であるため、「VN をする」が許されないと言えるのである。従って、自動詞的な VN の場合、「VN をする」の成立可否に関わる要因は Uchida & Nakayama (1993)で提示された VN のアスペク的な性質ではなく、Miyagawa (1989)らの指摘の通り VN の非能格性・非対格性であると考えられる。

すると残る問題は Miyagawa (1989)などで説明できなかった (14)のような例の処理であ

る。(14)の「倒産」、「到着」は「意図性」の意味的規準によっても、また2節で見たように遊離数量詞のテストによっても非対格のVNであるが、「VNをする」のみが許されるからである。

- (14) a. 大手証券会社がきのう事実上の倒産をした。 (= (7a,b))
b. 特急が上野駅に十分遅れの到着をした。

このような例を更に挙げておく。

- (15) ファンキーまで「さすが市長だ」と妙な感心をしたくらいだった。 (わ)
(16) こうして子供達と勉強を始めて十六年になりますが、この間に不思議な変化をした子供が二人います。 (先)
(17) 人間の関心は必ずしも円満な成長をするとは限らない。 (青)

ここで注目すべき点は(14)～(17)のVNはいずれも連体修飾されているということである。連体修飾語を省略するとこれらの文は不適格となる。従って、VNが連体修飾されるとVNは「する」に編入されず⁵、「を」格が付与されると考えられる。しかし、このような分析で問題になるのは、対格がどのように付与されるかである。というのは外項を持たない非対格のVNから項転送される「する」はBurzioの一般化によって対格を付与できないはずだからである。この問題に対する一つの可能な答えは、VNが連体修飾されるとVNの動詞的な性質が失われ(つまり独自の項構造を持たなくなり)、単なる非実体的な名詞になり、なおかつ「する」が他動詞として用いられ、その他動詞「する」から対格が付与されるとみなすことである。ただし、この場合の他動詞「する」は典型的な他動詞の「する」ではない。つまり、典型的な他動詞としての「する」は例えば、「太郎がテニスをする」のように「動作主」主語を取るが、(14)～(17)の主語はいずれも「対象」或いは「経験者」であるからである。この場合の「する」は(18)のような、主語の属性、状態を表す文を形成する「する」と同類のものではないかと考えられる。(18)の文は主語の意味役割がいずれも「対象」であり、連体修飾語が省略されると不適格になる。

- (18) a. パパイヤの葉が未だ緑色をしている。
b. 彼は青い目をしている。
c. そのテントは変な形をしている。

以上のことから、日本語においては自動詞的な VN の場合、「VN をする」を許すか否かにかかわる要因は VN のアスペクト的な性質ではなく、VN の非能格性・非対格性であると言える。ただし、VN が連体修飾されると「VN をする」のみが許される。

一方、韓国語では自動詞的な VN の場合、ほぼ例外なく「VN をする」構文が成り立つ。

(19)a. 学生たちが公園で散歩 (を) している。 (非能格 VN)

b. 学生たちが電話 (を) した。

(20)a. *船が沈没をした。 (非対格 VN)

b.*R 社の旅客機が先月墜落をした。

(21)a. 학생들이 공원에서 산책(을) 하고 있다.
haksayng-tul-i kongwen-eyse sanchayk (-ul) ha-ko iss-ta.
学生-たち-が 公園-で 散歩 (-を) して いる。

b. 학생들이 전화(를) 했다.
haksayng-tul-i cenhwa (-lul) hay-ss-ta.
学生-たち-が 電話 (-を) し-た。

(22)a. 배가 침몰(을) 했다.
pay-ka chimmol (-ul) hay-ss-ta.
船-が 沈没 (-を) し-た

b. R사의 여객기가 지난달 추락(을) 했다.
Rsa-uy yekaykki-ka cinantal chwulak (-ul) hay-ss-ta.
R社-の 旅客機-が 先月 墜落 (-を) し-た

(19)と(21)、(20)と(22)の比較から分かるように、韓国語の軽動詞構文では VN の非能格性・非対格性に拘わらず「VN をする」構文が許される。

しかし、こういう事実が韓国語の VN には非能格・非対格の区分がないということの意味するわけではない。非対格性に対する遊離数量詞のテスト、結果構文のテストは韓国語にも当てはまり、次に見るように(21)の VN「산책(散歩)」、「전화(電話)」は非能格の VN、(22)の VN「침몰(沈没)」、「추락(墜落)」は非対格の VN であることが分かる。

(23)a. ?*学生たちが自分のお金で 5人電話した。 (非能格の VN)

b. ?*학생들이 자기 돈으로 5명 전화했다.*
haksayng-tul-i caki ton-ulo 5 myeng cenhwa-hay-ss-ta.
学生-たち-が 自分 お金-で 5 名 電話-し-た

(24)a. R 社の旅客機が先月 2機墜落した。 (非対格の VN)

b. R사의 여객기가 지난달 2기 추락했다.
Rsa-uy yekaykki-ka cinantal 2 ki chwulak-hay-ss-ta.
R社-の 旅客機-が 先月 2機 墜落-し-た

(25) a. *學生たちがくたくたに散歩した。 (非能格の VN)

b. *학생들이 피곤하게 산책했다.
haksayng-tul-i phikonhakey sanchayk-hay-ss-ta.
學生-たち-が くたくたに 散歩-し-た

(26) a. 船が水中深く沈没した。 (非対格の VN)

b. 배가 물속 깊이 침몰했다.
pay-ka mwulsok kiphi chimmol-hay-ss-ta.
船-が 水中 深く 沈没-し-た

すると、(22)において非対格の VN が対格を付与され得るということはどのように説明できるのか。これは確かに Burzio の一般化を違反している。この問題について、任(1979)はこの場合の「을/를 (ul/lul)」(=を)は対格助詞ではなく主題マーカであるとし、例えば、「공부를 하다 (=勉強をする)」の「공부를 (=勉強を)」は独立した NP 成分ではなく、「공부하다 (=勉強する)」という動詞の語根が「을/를」主題化によって分離された形態であるとしている。韓国語では確かに主題マーカ（或いは焦点マーカ）としての働きをする「을/를」⁷があるので、任(1979)の説明も一つの答えになるかも知れない。

しかし、任(1979)ではこのような主張を、「VN を」が独立した成分ではないということと明らかにすることによって裏付けようとしているが、その根拠としてあげている現象は必ずしも「VN を」が独立成分ではないという主張の根拠となるのではない⁸。また、次のような現象は「VN を」が独立成分であることを示唆する。

(27) a. 그 배가 침몰을 했는지 ___ 안 했는지 모르겠다.
ku pay-ka chimmol-ul hay-ss-nunci ___ an hay-ss-nunci molu-keyss-ta.
その 船-が 沈没-を し-た-か ___ ない し-た-か 知らない
「(直訳) その船が沈没をしたかしなかったか知らない」

b. 영희는 영어를 공부를 했지만 철수는 불어를 ___ 했다.
Yenghuy-nun yengo-lul kongpwu-lul hay-ss-ciman Chelswu-nun pwule-lul ___ hay-ss-ta.
ヨンヒ-は 英語-を 勉強-を し-た-が チョルス-は 仏語-を ___ し-た
「(直訳) ヨンヒは英語を勉強をしたが、チョルスは仏語をした」

(27)の文において「VN を」(「침몰을」と「공부를」)が省略され得るということは「VN を」が「VN する」の語根ではなく、独立成分であることを意味する。以上のことから、任(1979)の分析は非対格の VN に対格が付与されることに対して十分な説明にはならないと考えられる。

本稿では、この問題について韓国語の軽動詞「하다(hata)」(=する)は Burzio の一般化に従わず対格を付与できると仮定する。つまり、軽動詞「하다」は Burzio の一般化によ

らず [v NP V] の NP 位置に現れる非対格の VN に対格を付与できると考える。ただ (22) の文で対格が現れない場合は VN が軽動詞に統語的に編入されるため、VN に対格が付与されないのであると考えられる。

以上、本節では自動詞的な VN の場合、日本語においては「VN をする」が許されるか否かということが VN の非能格性・非対格性に左右されるが、韓国語においては VN の非能格性・非対格性に拘わらず「VN をする」が許されることを見た。ただし、韓国語の非対格 VN への対格付与は Burzio の一般化に従わないものである。

3.2. 他動詞的なVNの場合

2 節で見たように、Miyagawa (1989) では具体的に言及されていなかった (28) の他動詞的な VN による「VN をする」構文の不適合性は Uchida & Nakayama (1993) の分析では VN のアスペクト的な特性によって説明できる。

(28) a. *狙撃手が要人の暗殺をした。 (= (8))

b. *警官がスリの逮捕をした。

つまり、(28) の VN はアスペクト的に「到達/状態」に属するために「VN をする」構文を形成できるということである。

影山 (1993) では (28) のような文の不適合性を VN の意味的な特性に求めている。日本語では、二重対格構文が許されないため他動詞的な VN の「VN をする」構文は「NP の VN をする」の形式を取るが⁹⁾、この形式で現れ得るのは NP の意味役割が「対象」か「被動者」であり、なおかつ VN の意味が「完了結果に片寄らない継続動作」を表す場合のみであるとしている。具体的な例を影山 (1993:296 ~ 298) から引用しておく。

(29) a. 法律の改正をする、予算の審議をする、論文の審査をする、事件の取材をする、洞窟の探検をする、資金の援助をする 等

b. *大統領の暗殺をする、*犯人の逮捕をする、*財布の紛失をする、*記憶の喪失をする、*異性の意識をする、*進学の希望をする、*欠点の自覚をする 等

(29) の例を「ている」形にすると、(29a) の VN は例えば「予算の審議をしている」、「論文の審査をしている」のように進行の意味を表す。一方、(29b) の例は例えば、「財布を紛

失している」、「異性を意識している」のように完了或いは状態を表す。このように影山(1993)のVNの意味による(29a)と(29b)の分類はUchida & Nakayama(1993)の「活動/達成」と「到達/状態」の分類にほぼ対応する。

以上のことから、他動詞的なVNの場合は、Uchida & Nakayama(1993)、影山(1993)の指摘の通り、VNがアスペクト的に「活動/達成」であるか、あるいは「完了結果に片寄らない継続動作」を表す場合にのみ「(NPの)VNをする」構文が形成できることが分かる。

一方、韓国語では日本語とは異なり二重対格構文が許され、直接目的語を取る他動詞的なVNによる「VNをする」構文はすべて「NPをVNをする」の形式で現れ得る。

- (30) 예산을 심의를 하다(予算を審議をする), 사건을 취재를 하다(事件を取材をする), 대통령을 암살을 하다(大統領を暗殺をする), 지갑을 분실을 하다(財布を紛失をする), 이성을 의식을 하다(異性を意識をする), 결점을 자각을 하다(欠点を自覚をする)¹⁰ 等

しかし、「NPのVNをする」の形にすると日本語と同様の結果が見られる。

- (31) a. 법률의 개정을 하다(法律の改正をする), 예산의 심의를 하다(予算の審議をする), 논문의 심사를 하다(論文の審査をする), 사건의 취재를 하다(事件の取材をする), 동굴의 탐험을 하다(洞窟の探検をする), 자금의 원조를 하다(資金の援助をする) 等
- b. *대통령의 암살을 하다(大統領の暗殺をする), *범인의 체포를 하다(犯人の逮捕をする), *지갑의 분실을 하다(財布の紛失をする), *기억의 상실을 하다(記憶の喪失をする), *이성의 의식을 하다(異性の意識をする), *진학의 희망을 하다(進学の希望をする), *결점의 자각을 하다(欠点の自覚をする) 等

例(31b)の不適格性について、Chae(1996)は韓国語においては「NPのVNをする」のような構文は余り自然ではないとし、その理由は属格助詞「의(uy)」の使用にあるとしている¹¹。しかし(31a)の例はいずれもごく自然である。また(31b)の例は属格助詞を省略しても(32)から分かるように一例を除いてはその適格性にさほど変わりはない。

- (32) *대통령 암살을 하다(大統領暗殺をする), *범인 체포를 하다(犯人逮捕をする), *지갑 분실을 하다(財布紛失をする), *이성 의식을 하다(異性の意識をする),

*진학 희망을 하다(進学希望をする), *결점 자각을 하다(欠点自覚をする) 等
(기억 상실을 하다(記憶喪失をする))

日本語においても同様の現象が観察され、(29b)の例は属格助詞「の」を省略してもさほど適格性の変化は見られない。

以上のことから、他動詞的な VN の場合は、日韓両言語共に VN がアスペクト的に「活動/達成」である場合か、あるいは「完了結果に片寄らない継続動作」を表す場合にのみ「(NP の) VN をする」構文が許容されると言える。ただし、韓国語では日本語と異なり、「NP を VN をする」の形式の二重対格構文が許される。

4. 軽動詞構文の統語構造

前節まで VN が自動詞的な場合と他動詞的な場合に分け、「VN をする」構文の成立にどのような制約が働くのかについて考察してきた。最後に、本節では生成文法的観点から軽動詞構文の主題化、語順かき混ぜ、疑似分裂文化の現象を通して軽動詞構文の統語構造はどのように分析できるのかについて考察する。

軽動詞構文に主題化、語順かき混ぜ、疑似分裂文化を適用すると非能格の VN と他動詞的な VN の場合は適格であるが、非対格の VN の場合は不適格となる。

(33) 主題化

- a. 散歩は太郎がした。 (非能格の VN)
- b. 論文の審査は山田先生がした。 (他動詞的な VN)
- c. *墜落は R 社の旅客機がした。 (非対格の VN)

(34) 語順かき混ぜ

- a. 散歩を太郎がした。 (非能格の VN)
- b. 論文の審査を山田先生がした。 (他動詞的な VN)
- c. *墜落を R 社の旅客機がした。 (非対格の VN)

(35) 疑似分裂文化

- a. 太郎がしたのは散歩だ。 (非能格の VN)
- b. 山田先生がしたのは論文の審査だ。 (他動詞的な VN)
- c. *R 社の旅客機がしたのは墜落だ。 (非対格の VN)

韓国語にも日本語と同様の現象が見られる。次に語順かき混ぜの例だけをあげておく。

- (36) a. 산책을 타로가 했다. (非能格の VN)
 sanchayk-ul Taro-ka hay-ss-ta.
 散歩-を 太郎-が した
- b. 논문의 심사를 야마다 선생님이 했다. (他動詞的な VN)
 nonmwun-uy simsa-lul Yamada sensayngnim-i hay-ss-ta.
 論文-の 審査-を 山田 先生-が した
- c. *추락을 R사의 여객기가 했다. (非対格の VN)
 chwulak-ul Rsa-uy yekaykki-ka hay-ss-ta.
 墜落-を R社-の 旅客機-が した

両言語において非対格の VN の軽動詞構文のみがこれらの諸規則の適用を受けられないのは、これらの規則が適用されると適正束縛条件¹²に違反することになるからであると考えられる¹³。非対格の VN の軽動詞構文において、主語は基底の目的語が移動したものであるから、基底の目的語の位置、つまり VN の姉妹の位置にはその痕跡が残る。そこで VN 句が主題化、語順かき混ぜなどによって移動すると、例えば次の (37) に見るように主語の痕跡が適正束縛されず、その文は不適格になるのである。

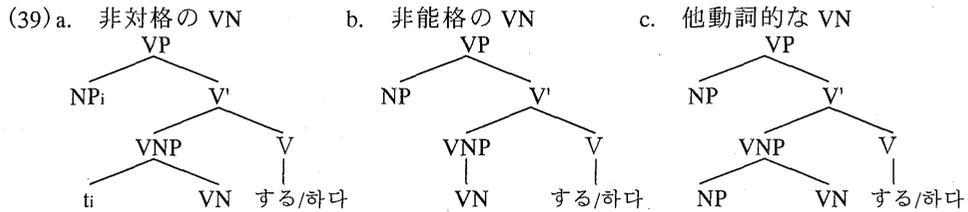
- (37) a. [s [vNP ti 墜落は] [s R 社の旅客機_iが [VP tvNP した]]] (= (33c))
 b. [s [vNP ti 추락을] [s R 사의 여객기_i가 [VP tvNP 했다]]] (= (36c))

以上の観察は非能格の VN や他動詞的な VN の主語はどこで生成されるのかということを示唆してくれる。非能格の VN や他動詞的な VN の主語は非対格の VN の主語と異なり、基底でも主語の位置 (VP 内主語仮説に従うと VP の指定部の位置) で生成されるわけであるが、問題はその主語の位置が VN 句の指定部の位置なのかあるいは軽動詞が主要部である上位の VP の指定部の位置なのかということである。前者の立場は Ahn (1990), Terada (1990), Hasegawa (1991) 等に見られ、後者の立場は影山 (1993) に見られる。

上記の主題化、語順かき混ぜ、疑似分裂文化の結果から、非能格の VN や他動詞的な VN の主語は VP の指定部の位置に生成されると考えられる¹⁴。非能格の VN や他動詞的な VN の主語が VN 句の指定部の位置に生成されるとすると、非対格の VN の場合と同じ理由で主題化、語順かき混ぜ、疑似分裂文化が起こらないはずであるからである。つまり、VN 句の指定部の位置に生成された主語は主格を受けるために、上位に移動し VN 句の指定部の位置に痕跡を残すわけであるが、主題化等によって VN 句が移動すると次の例に見るようにその痕跡が適正束縛されないのである。

- (38) a. [s [VNP ti 論文の審査を] [s 山田先生_iが [VP tv_{VNP} した]]] (= (34b))
 b. [s [VNP ti 논문의 심사를] [s 야마다선생님_i이 [VP tv_{VNP} 했다]]] (= (36b))

以上の考察から日韓両言語の軽動詞構文の統語構造は以下のように分析できると考えられる¹⁵。



以上本節では主題化、語順かき混ぜ、疑似分裂文化のような統語現象を通して軽動詞構文の統語構造について考察した。

5. おわりに

本稿では日韓両言語の軽動詞構文において VN への対格付与にはどのような制約が働いているかについて両言語を対照分析し、両言語の類似点と相違点の一部を明らかにした。まとめると以下のものである。

(Ⅰ)自動詞的な VN の場合、日本語において「VN をする」の成立可否は VN の非能格性・非対格性によって決まる。非対格の VN は「VN をする」構文を形成できない。ただし、VN が連体修飾される場合は「VN をする」構文のみが許される。この場合の「する」は「彼は青い目をしている」の「する」と同類の他動詞であると考えられる。一方、韓国語においては VN の非能格性・非対格性に拘わらず「VN をする」構文が許される。ただし、非対格 VN への対格の付与は Burzio の一般化に従わないものと考えられる。

(Ⅱ)他動詞的な VN の場合は、日韓両言語に同じ制約が働いていると考えられる。VN がアスペクト的に「活動/達成」に属するものか、あるいは「完了結果に片寄らない継続動作」を意味するものである場合にのみ「(NP の) VN をする」構文が許容される。また、韓国語においてはほとんどの場合二重対格の軽動詞構文が許容され、「(NP

の) VN をする」構文を形成できない VN の場合にも二重対格の軽動詞構文が許容される。

なお、本稿では軽動詞構文の主題化、語順かき混ぜ、疑似分裂文化などの統語的現象を通して軽動詞構文の統語構造を提示し、非能格の VN と他動詞的な VN の場合、その主語は VN 句の外側(つまり、軽動詞を主要部とする VP の指定部の位置)に生成されるということと、非対格の VN には主題化、語順かき混ぜ、疑似分裂文化などが適用されない理由を明らかにした。

今後の課題としては、軽動詞構文以外の構文における対格付与の問題について日韓両言語の対照研究を行い、対格付与、さらには構造格付与全般に対する両言語の異同を包括的にとらえていきたい。

<注>

- *1 本稿では Grimshaw & Mester(1988)に従い、日本語の「する」、韓国語の「하다(hata)」(=する)のような、独自の項構造を持たない形式的な動詞を軽動詞と呼ぶことにする。
- *2 結果構文において結果表現は一般に目的語の結果状態を表す。従って、結果表現が主語の結果状態を表す次の i) のような文は不適格である。しかし、ii) の文は結果表現が主語の結果状態を表しているにもかかわらず適格である。
- i) a. *ジョンがくたくたに散歩した。 ii) a. 太郎は大人に / 大きく 成長した。
b. *メーリが悲しく微笑した。 b. 船が水中深く沈没した。
- Tsujimura(1990)は ii) の文が適格であるのは ii) の VN が非対格の VN だからであるとしている。つまり、非対格の VN の主語は基底の目的語であるため、結果構文に現れ得る。
- *3 Miyagawa(1989)によると、日本語において遊離数量詞とその先行詞となる名詞句は相互成分統御(mutual c-command)しなければならない。(7a,b)において主語が VP 内の遊離数量詞の先行詞になり得るのは、非対格の VN の主語は基底の目的語であるため、主語の痕跡と遊離数量詞が VP 内で相互成分統御されるからである。
- *4 近年の非能格・非対格の研究では、非能格・非対格に関わる意味的基盤として「意図性」と共に「終結性(telecity)」をあげている。これらに関しては、例えば「意図性」と「終結性」が相互関連したものであるか否か、或いはどちらの方がより重要な意味的基盤であるかなど、多くの問題があるわけであるが(松本(1998)を参照)、本稿では少なくとも軽動詞構文における対格付与の問題に関わる非能格・非対格の意味的基盤は「意図性」であると考える。
- *5 軽動詞構文における VN と軽動詞との統語的編入については影山(1993)を参照。
- *6 韓国語においては主語から遊離した数量詞は主格で標示され得る。遊離数量詞が主格で標示されると(23b)の文も次のように適格になる。
- i) a. *학생들이 자기 돈으로 5명 전화했다. (= (23b))
 haksayng-tul-i caki ton-ulo 5 myeng cenhwa-hay-ss-ta.
 学生-たち-が 自分 お金-で 5名 電話-した
b. 학생들이 자기 돈으로 5명이 전화했다.
 haksayng-tul-i caki ton-ulo 5 myeng-i cenhwa-hay-ss-ta.

学生-たち-が 自分 お金-で 5 名-が 電話-し-た
「(直訳) 学生たちが自分のお金で5人が電話した」

*7 例えば、次の例文の下線部の「을/를」がそれである。

i) a. 존은 4시간 동안을 메리를 기다렸다.
John-un 4 sikan tongan-ul Mary-lul kitali-ess-ta.
ジョン-は 4時間 間-を 메리-を 待っ-た
「ジョンは4時間メリーを待った」

b. 존은 술을 맥주를 마셨다.
John-un swul-ul maykcwu-lul masi-ess-ta.
ジョン-は 酒-をビール-を 飲ん-だ
「ジョンは酒はビールを飲んだ」

c. 존이 동경에를 갔다.
John-i Tongkyeng-cy-lul ka-ss-ta.
ジョン-が 東京-に-を 行っ-た。
「ジョンが東京に行った」

*8 例えば任(1979)は「*철학자가 상식을 하는 연구 (哲学者が常識をする研究)」のように VN が関係文の主要部名詞にならないのは VN が独立した成分ではないからであるとしているが、この文の不適合性は4節でみるように適正束縛条件に違反することによるもので、VN が独立成分ではないという主張の根拠にはならないと考えられる。

*9 直接目的語(対格の目的語)を取らない他動詞的な VN の場合、「VN をする」構文は必ずしも「NP の VN をする」の形を取るわけではなく、本文の例(1)のように VN の項が VN 句の外側に現れ得る。

*10 括弧の中の日本語訳は直訳。(31)においても同様。

*11 Chae(1996)の注41を参照。例えば、「김교수가 원자핵의 연구를 한다 (=金教授が原子核の研究をする)」「존이 주가의 설명을 한다 (=ジョンが株の説明をする)」などの文はあまり良くないとし、その理由として属格助詞の使用をあげている。

*12 Proper Binding Condition. Fiengo(“Semantic conditions on surface structure”, Unpublished Ph.D. dissertation, MIT(1974))の提案したもので、「痕跡は派生のどの段階でも束縛(bind)されなければならない」という条件である。

*13 Ahn(1990)にも同様の分析がなされている。ただ、Ahn(1990)の分析は VN を動詞と見なしている点で問題があると考えられる。つまり、Ahn(1990)の分析では VN は動詞でありながら格を付与されることになるからである。また、Ahn(1990)の分析は非能格の VN と他動詞的な VN の主語が VN 句内(正確には VN を動詞とする補文の主語位置)で生成されると見なす点で本稿の分析とは異なる。

*14 Terada(1990)では VN 句の主語は pro であり、これが主節主語と同一指示を受けるとしている(Ahn(1990)にも同様の分析が見られる)。このような構造では、主題化等において適正束縛条件の違反は起こらないが、影山(1993)の指摘通り、受身化の際、Rizzi(1990)の相対化最小条件に違反することになるという点が問題である。

*15 ここでの樹形図は VP 内主語仮説に従ったものである。影山(1993)も非能格の VN や他動詞的な VN の主語は軽動詞を主要部とする VP の指定部の位置に生成されるとしているが、VN の最大範疇を VN' としている点で本稿とは異なる。本稿では、語順かき混ぜ規則などは句範疇に適用されることから、VN の最大範疇は VNP であると考えられる。

<参考文献>

影山太郎(1993)『文法と語形成』ひつじ書房。

田野村忠温(1988)「「部屋を掃除する」と「部屋の掃除をする」」『日本語学』7-11。

松本曜(1998)「日本語の語彙的複合動詞における動詞の組み合わせ」『言語研究』114。

任洪彬(1979)「용언의 어근분리 현상에 대하여 (用言の語根分離現象について)」『言語』4-2、韓国言

語学会.

- Suh, Cheong-Soo (1975) 『동사 ‘하-’ 의 문법』 (動詞 ‘ha-’ の文法)、螢雪出版社、ソウル.
- Chae, Hee-Rahk (1996) 「"하-"의 특성과 경술어 구문」 ("ha-"の特性と軽述語構文) 『語学研究』 32-3.
- Ahn, Hee-Don (1990) Remarks on Light Verb Constructions, ms., University of Wisconsin-Madison.
- Burzio, L. (1986) *Italian Syntax*, Dordrecht: Reidel.
- Chae, Hee-Rahk (1997) Verbal Nouns and Light Verbs in Korean, *Language Research* 33-4, pp.581-600.
- Grimshaw, J. and A. Mester (1988) Light Verbs and θ -Marking, *Linguistic Inquiry* 19, pp. 205-232.
- Hasegawa, N. (1991) On Head Movement in Japanese: The Case of Verbal Nouns, 上智大学言語学会会報 6, pp.8-32.
- Kim, Jeong-Ryeol (1993) Parsing Light Verb Constructions in Lexical-Functional Grammar, *Language Research* 29-4, pp.535-566.
- Lee, Young-Suk (1994) Case Licensing and Scrambling, *Language Research* 30-1, pp.181-204.
- Miyagawa, S. (1989) Light Verbs and the Ergative Hypothesis, *Linguistic Inquiry* 20, pp.659-668.
- O'Grady, W. (1991) *Categories and Case: The Sentence Structure of Korean*, John Benjamins.
- Terada, M. (1990) *Incorporation and Argument Structure in Japanese*, Ph. D. dissertation, University of Massachusetts.
- Tsujimura, N. (1990) Ergativity of Nouns and Case Assignment, *Linguistic Inquiry* 21, pp.277-287.
- Uchida, Y. and M. Nakayama (1993) Japanese Verbal Noun Constructions, *Linguistics* 31, pp.623-666.

<例文出典>

- ・(青) 石川達三(1971) 『青春の蹉跎』新潮文庫の100冊(1995)新潮社
- ・(先) 岩本良子(1995) 『先生まるちょうだい』青空文庫
- ・(わ) 佐野良二(1993) 『われらリフター』近代文藝社